

平成 23 年度公立大学法人宮城大学年度計画

公立大学法人宮城大学は、法人化による自主的・自律的で、効果的・効率的な運営を行う「県民の大学」として卓越した地域の教育研究拠点となるため、法人運営の指針となる中期目標・中期計画に基づく平成 23 年度の年度計画を次のとおり策定する。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に対する復旧対策、支援策等については、年度計画に関わらず適切に対応する。

第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

(イ) 共通教育

- ・H22 年度に策定したカリキュラムポリシーに基づいた共通教育の円滑な運営に向けて、共通教育センターとして共通教育運営委員会を支援する。
- ・専門教育を受けるために必要な基礎科学力の底上げをするため、H22 年度の点検結果をふまえ、科目担当者間の連携を図り、分野ごとに学生に習得させる教育内容の充実を図る。

(ロ) 専門教育

[看護学部]

- ・引き続き旧カリキュラムの対象学生に確実な開講保障を行う。
- ・共通教育科目と専門教育科目の連動性の状況（工夫と課題）を調査し検討する。
- ・専門基礎科目と専門科目の連動性の状況（工夫と課題）を調査し検討する。
- ・引き続き、総合的実践力を高めるため総合実習の担当教員をバランスよく配置する。
- ・指定規則の改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）に合わせて、カリキュラムを検討し、文科省に申請する。

[事業構想学部]

- ・カリキュラムの一層の充実をめざし、現行カリキュラムの問題点を明確にするとともに、平成 25 年度からの新カリキュラムの検討を開始する。

[食産業学部]

- ・生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との組合せによる融合講義をより効果的に実施するため実現場の有識者（ゲストスピーカー）を招く。
- ・農場を活用した実習を拡充する。
- ・マーケティング戦略や企業戦略などを含め、ケースメソッドでの教育が可能な科目について、実践的なケースを蓄積する。
- ・インターンシップで培った貴重な社会経験を、成果として可視化を行う。具体的には、企業や高校生が参加しやすい形式で報告会を実施するとともに、インターンシップ報告書を作成する。

ロ 大学院課程

[看護学研究科]

- ・博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、既存の分野に加え、老年看護分野とがん看護分野の新設について検討すると共に、専門共通科目についても、教

育内容の充実を図る。

- ・引き続き博士課程設置計画に基づいた教育を実施するとともに、大学院生の進捗状況を点検し、課題を把握して調整を行う。「平成 22 年博士課程設置済み・中期計画達成」

[事業構想学研究科（博士前期課程）]

- ・新カリキュラムにおいて領域改変をおこなった「ビジネスマネジメント領域」「ビジネスプランニング領域」の履修モデルを明確にする。
- ・新カリキュラムで編成した資格取得に対応した科目の履修状況をフォローし、指導体制の改善課題を検討する。

[事業構想学研究科（博士後期課程）]

- ・研究指導体制、審査プロセスの見直しをおこない、改善課題を検討する。

[食産業学研究科]

- ・完成年を迎え、一定の成果を挙げてきた。しかしながら博士課程の申請が行われなかったため、連携した考え方が希薄である。今後は、博士課程の設置申請を見据えながら、修士課程の充実を図る。
- ・昨年度博士課程の設置申請を行ったが、人材育成等について審査員の十分な内容の理解が得られず、設置申請を取り下げざるを得なかった。本年度は文科省設置審査委員会の是正意見を踏まえ十分な見直し・検討を行い、博士課程の設置申請に向けて準備を行う。
- ・食産業学研究の活性化を図る為、地域の公設試験研究機関との連携については、所期の成果を得たが、今後も県内主要企業等関連の試験研究機関（部門）との連携を模索する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

イ 入学者受入方針・入学者選抜

(イ) 学士課程

- ・大学主催説明会【年間 7 回】及び業者主催説明会において、平成 22 年度に策定したアドミッション・ポリシーを周知する。
- ・H23 年度の入試改革の結果を踏まえながら本学の入試内容を、全学的な体制による高校訪問を通じて説明するほか、併せて出前授業等についても説明を行う。
- ・入学者アンケート調査において、入試説明会等の広報活動と志望動機の関係について分析を行い、アドミッション・ポリシーの周知方法について検討する。
- ・入学者の入試区分別に入学後の追跡調査を行い、H23 年度入試改革の検証を始める。
- ・他大学の編入学制度について、受験倍率等の分析を行う。
- ・科目等履修生、研究生及び特別聴講生の受入可能性について点検する。
- ・留学生受け入れに関する平成 23 年度入試の結果について内容を分析する。「平成 23 年度入試より、各学部入学定員の 5 % を外国人留学生特別選抜枠として設定済み。中期計画達成。」

(ロ) 大学院課程

- ・平成 22 年度に策定したアドミッション・ポリシーを大学院パンフレットやホームページ等に盛り込み、関係機関への訪問の際等に広報する。
- ・各研究科にあっては卒業研究の作成、実験、演習などに大学院生 TA を積極的に起用する。
- ・社会人入試の結果について、内容を分析する。

- ・飛び級入学や早期卒業の制度について説明や広報を十分におこない、優秀な学生の修学機会を確保する。

ロ 教育課程

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・本学英语教育の達成目標（TOEIC スコア 400～500）に向け、担当者間の連携を深め、蓄積データの有効活用を図りながら教育内容をチェックし充実を図る。
- ・中国語、韓国語担当者との情報交換を実施し、連携を密にし、受講者の増加を図る。
- ・情報処理教育では、新たな技術やウィルスなど、刻々と変化するIT環境に対応したリテラシーの獲得を図るとともに、その習熟度を確認するためにテストを実施する。
- ・健康で豊かな人間性を養う教育内容およびシラバスの充実を図りつつ、講義系科目はさらに特色ある授業内容への取り組みを行う。実技系科目は引き続き設備の確保や履修者をより多く確保するなど各科目の充実を図る。
- ・専門教育を受けるために必要な基礎科学力の底上げをするため、H22年度の点検結果をふまえ、科目担当者間の連携を図り、分野ごとに学生に習得させる教育内容の充実を図る。

b 専門教育

[看護学部]

- ・指定規則の改正（平成23年4月1日施行）に合わせて、保健師養成のカリキュラムを検討し、文科省に申請する。（再掲）
- ・引き続き、平成24年度から開始する地域訪問実習に向けて、実習期間と実習体制、実習施設の検討を行う。
- ・3年次前期選択科目として配置した「実践看護英語演習」の科目内容をタンペレ大学先と連携して具体的な計画を検討する。
- ・新生：災害看護プログラム履修に関するオリエンテーションの機会を設け、周知・啓発を図り、学生のプログラムへの関心を高める。2年次：看護専門科目等と災害看護を関連付けた授業内容を検討する。
- ・引き続き、災害看護プログラム支援プロジェクトにおいて、災害看護の教育促進を図るための企画を検討する。
- ・引き続き、災害看護プログラム関連科目の教育内容の充実を図る。次年度開講科目「救急・災害看護論」「災害看護支援論」の内容を検討する。

[事業構想学部]

- ・カリキュラムの一層の充実をめざし、現行カリキュラムの問題点を明確にするとともに、平成25年度からの新カリキュラムの検討を開始する。（再掲）
- ・国際インターンシップを充実する。
- ・新カリキュラムにおけるビジネス英語を開始するとともに、今後のカリキュラム改正に向けての改善点を明確にする。
- ・カリキュラムの一層の充実をめざし、現行カリキュラムの問題点を明確にするとともに、平成25年度からの新カリキュラムの検討を開始する。（再掲）
- ・カリキュラムの一層の充実をめざし、現行カリキュラムの問題点を明確にするとともに、平成25年度からの新カリキュラムの検討を開始する。（再掲）

[食産業学部]

- ・生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との組合せによる融合講義の拡充を検討する。

- ・国際インターンシップの周知度を上げるために、説明会を開催する。学科担当教員と英語教員、国際センター専任教員間の連携を図り、相談体制を整備する。
 - ・より実践的な視聴覚教材およびEメールライティングの教材を活用し、ビジネス英語教育の充実を図る。
 - ・地域食産業人材養成プログラムの一環として、地域食産業における専門家等を講師とした「宮城の食産業Ⅰ」及び「宮城の食産業Ⅱ」に加え「宮城の食産業Ⅲ」を開講する。
- c 学習機会の拡大
- ・引き続き、他学部・他学科履修制度の点検を行い、改善すべき事項を明らかにする。(看護学部)
 - ・次回のカリキュラム改正に向けて、他学部・他学科履修制度の今後の方向性（さらに拡充すべきか否か）について検討を行う。(事業構想学部)
 - ・学部仙台単位互換ネットワークの学生への周知を図り、実質的な参加率の向上を図る。
- d 国家試験・資格
- ・計画された国家試験模試を必ず受けるよう指導し、国家試験 100%合格に向けての指導を充実する。(看護学部)
 - ・国家試験模試後には、国家試験に対する意識を高め学生個々の課題を明確にするために解答説明会を開催する。(看護学部)
 - ・国家試験対策特別講座を実施する。(看護学部)
 - ・資格試験の補習授業を継続的に実施するとともに、資格試験に対する学生のモチベーション向上を図る。また、その新カリキュラムへの反映等の拡充策についての検討を開始する。(事業構想学部)
 - ・引き続きフードコーディネーター・食品表示・HACCP 管理者・公務員等の資格取得のための講義・実習・セミナー等を実施する。また、フードスペシャリスト資格取得のための講義要件について検討する。(食産業学部)
- (ロ) 大学院課程
- ・看護学研究科博士前期課程の高度専門職業人養成コースにおける課題研究の充実にむけ、研究計画書と倫理委員会申請の時期を調整する。研究能力養成コースにおける大学院生の研究能力向上をはかるために「看護研究特論Ⅱ」を新設する。
 - ・事業構想学研究科博士前期課程では、新カリキュラムの履修状況をフォローし、教育体制の点検をおこなう。
 - ・食産業学研究科修士課程では、昨年度同様博士課程の申請も見据えながら、教育課程の整理を引き続き検討していく。
 - ・看護学研究科博士前期課程における研究能力養成コースと博士後期課程との連続性を考慮し、博士前期課程に研究能力向上に向けた科目「看護研究特論Ⅱ」を新設する。
 - ・事業構想学研究科博士後期課程では、カリキュラム改訂に向けた検討を開始する。
 - ・博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、既存の分野に加え、老年看護分野とがん看護分野の新設について検討すると共に、専門共通科目についても、教育内容の充実を図る。(再掲)
 - ・引き続き博士課程設置計画に基づいた教育を実施するとともに、大学院生の進捗状況を点検し、課題を把握して調整を行う。(再掲)「平成 22 年博士課程設置済み・中期計画達成」
 - ・事業構想学研究科博士前期課程では、新カリキュラムでの資格取得支援科目（一級建築士受験資格、会計士、税理士）の履修を指導する。

- ・事業構想学研究科博士後期課程では、カリキュラム改訂に向けた検討を開始する。(再掲)
- ・食産業学研究科・修士課程においては、完成年を迎えたが、修士課程のカリキュラムにおける到達点を見据えて、設置申請準備を進める博士課程とも整合性のあるカリキュラム編成を試みる。このため教務委員会を中心に、カリキュラム再編を検討する。
- ・学都仙台単位互換ネットワークにおける他大学院との単位互換の可能性を引き続き検討する。
- ・社会人が円滑に学習できるよう、看護学研究科の博士前期課程・後期課程の一部授業科目について、引き続き夜間開講を実施する。
- ・サテライトキャンパスにおける夜間開講の特別講義(前年度から実施)、新カリキュラムにおける専門補完科目「事業構想基礎講座」の受講状況をフォローする。

ハ 教育方法

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・習熟度クラス編成のあり方を工夫する。
- ・学内で実施している海外研修(学習奨励基金支援)の周知度を上げ、「英語講義Ⅰ、Ⅱ」の内容と海外での研修プログラム内容との連携を図り、現地研修者を増加させる。
- ・ITを取り巻く状況の変化(ソフトウェアの更新(Windows VISTA等のOSや新バージョンのMS Officeなど)、クラウド・コンピューティング、ネットワークと社会など)に対応した授業を行う。
- ・全学担当体制で、全学部50人以下クラスで授業を行う。
- ・大学での学習方法を身につける機会として、基礎ゼミの一部について3学部合同実施の可能性を検討する。(共通教育)
- ・次回のカリキュラム改正に向けて、今後の基礎ゼミのあり方について検討を行い、その基本方針を明らかにする。(事業構想学部)

b 専門教育

[看護学部]

- ・引き続き、専門基礎科目と専門科目の相互関連性の状況を調査し検討する。(前掲)
- ・引き続き、「学びの振り返り」の運用基準に基づき実施する。
- ・「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告」に基づき、「学びの振り返り」を点検する。
- ・引き続き宮城大学看護学実習連絡協議会を開催する。
- ・引き続き全体協議会を開催する。
- ・引き続き施設別協議会を開催する。
- ・平成23年度より老年看護学実習に在宅看護領域の実習内容を取り入れ、新規開拓施設での実習を行い、内容を点検する。
- ・平成24年度より開始される地域訪問実習に向けて新規実習施設を開拓する。
- ・引き続き実習教育、連携協定を締結した市町なども含めて県内の保健福祉医療機関との連携を強化する。
- ・医療機関研究セミナーを開催する。
- ・引き続き施設別実習調整会議を開催する。
- ・平成22年度に整備した感染予防対策と発生時の対処、および個人情報保護について、学生・教員の周知徹底を図る。また、実習教育における領域責任者の役割の徹底を図り、問題発生時に適切に対応する。

〔事業構想学部〕

- ・「インターンシップⅡ」や「チームプロジェクト研究」を開講し、地域企業や自治体等と連携した教育活動の強化を図る。
- ・平成25年度開始の新カリキュラムの検討に向けて、現状の問題点を明らかにするとともに、改善策について検討する。

〔食産業学部〕

- ・地域食産業人材養成プログラムの一環として、地域食産業における専門家等を講師とした「宮城の食産業Ⅰ」及び「宮城の食産業Ⅱ」に加え「宮城の食産業Ⅲ」を開講する。
- ・地域と連携した教育としての現場実習または見学を取り入れた授業を充実する。
- ・農場を活用した実習を拡充する。(再掲)
- ・マーケティング戦略や企業戦略などを含め、ケースメソッドでの教育が可能な科目について、実践的なケースを蓄積する。
- ・アンケート調査等により、食産業フォーラム会員企業の要望を分析し、教育研究との連携に反映させる。
- ・より実効のあるインターンシップにするため、「キャリア開発」を新たに開講する。
- ・インターンシップで培った貴重な社会経験を、成果として可視化を行う。具体的には、企業や高校生が参加しやすい形式で報告会を実施するとともに、インターンシップ報告書を作成する。
- ・「基礎ゼミ」や「食産業基礎演習」において、生物・化学・工学系と経済・経営系の学際的な融合を実現するためのプログラムを実施する。
- ・少人数での卒業論文指導について点検する。
- ・生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との組合せによる融合講義をより効果的に実施するため実現場の有識者（ゲストスピーカー）を招く。(再掲)

(ロ) 大学院課程

〔看護学研究科〕

- ・博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、既存の分野に加え、老年看護分野とがん看護分野の新設について検討すると共に、専門共通科目についても、教育内容の充実を図る。(再掲)
- ・講義の聴講や演習への参加自由度を高める工夫をし、引き続き専攻領域を超えて広くディスカッションできるよう、複数領域による統合ゼミの機会を設ける。
- ・論文指導における複数指導体制について点検、改善を図るとともに、集团的指導体制と個別指導体制の効果的なスケジュールを検討する。

〔事業構想学研究科（博士前期課程）〕

- ・地域社会を対象として、フィールドワークを組み込んだ修士論文や特定課題研究のテーマ設定を促進するよう指導する。
- ・一級建築士受験資格、税理士、会計士の取得支援科目について、積極的な受講を促す履修指導を行う。
- ・学会や研究会、シンポジウムなどへの参加、研究発表、および研究紀要への論文投稿を指導する。

〔事業構想学研究科（博士後期課程）〕

- ・「自治体が目指すバリアフリーの観光まちづくり」「栗原市の自然学校を対象とした地域における多面的機能とその可能性」をテーマとした研究を推進する。
- ・地域の医療機関や自治体（気仙沼・大崎等）などと連携したシステム開発等に関する

研究を推進する。

- ・引き続き、博士前期課程・学士課程学生の修論、卒論などの研究指導を行える体制を整備する。
- ・大学院学生による学会・論文など学外での発表に要する費用を優先配分することで、発表機会を確保する。

[食産業学研究科]

- ・昨年度は、就職希望の大学院学生は、それぞれ志望に合致した職を得た。今年度も希望するキャリアパスに対応したきめ細かな教育を引き続き実施する。
- ・昨年度までと同様、県内試験研究機関や企業と協力し、現場での課題を取り上げた教育内容を実施する。更に、全体像も理解させるため、国など公的機関の利用も考える。
- ・昨年度までと同様、「食産業フォーラム」を構成する企業、地域研究機関などでの大学院インターンシップについて推奨する。
- ・地域学会、全国学会などへ多く参加、研究発表ができるよう指導並びに体制整備を行う。また、専門に関係するシンポジウム、フォーラム等へも積極的な参加を促す。

二 成績評価

(イ) 学士課程

- ・引き続き、5段階評価による成績分布について点検し適切な成績評価基準について検討する。
- ・引き続き、成績評価に関する学生からの質問への対応について、履修ガイドでの周知を図る。

(ロ) 大学院課程

- ・引き続き、5段階評価による成績分布について点検し適切な成績評価基準について検討する。
- ・学位審査制度に関して、改善点の有無を点検する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 適正な教員配置

- ・学部・研究科の目的に沿った教員組織になるように人事計画書審査・教員選考、教員資格審査を入念に行う。
- ・各学部において、講師以上に占める教授の割合を定め、教員の適正配置に努める。
- ・教員の選考は公募制を原則とし、選考基準や選考結果を公表する。
- ・教員の採用及び昇任の選考時には、模擬授業、研究成果発表等のプレゼンテーションを実施する。
- ・引き続き、大学院担当者の教員資格審査を行う。
- ・教員の採用選考にあたり、教授の割合構成を検討するなど、各学部の年齢構成に配慮し、男女比率も均衡化するよう配慮する。
- ・共通教育運営委員会と共通教育センターとの連携体制について、共通教育センター規程に基づき、適宜、その役割分担を明確にしながら組織運営を行う。
- ・国際センター、地域連携センターに専任教員及び各学部の兼務教員を適切に配置する。

ロ 教育及び教員の質の向上

(イ) 教員評価

- ・前年度の反省に基づいて項目や評価方法の微調整を行う。データベース利用等について評価作業の効率化も図る。

(ロ) 授業評価

- ・全学的に統一した「授業改善計画」に盛り込むべき項目について検討する。

(ハ) 教員研修

- ・対応すべき課題を全教員が共有する方法を検討しながら、引き続き課題解決型のFDを各部会で実施する。また、非常勤講師等FD参加者の拡大を図る。
- ・FDを組織的にPDCAサイクルに取り入れ授業改善に結びつける。
- ・ベストティーチャー賞を設け表彰するとともに、ベストティーチャーにFD全体会で授業紹介を行う。
- ・引き続き、研究委員会は国際学会等派遣旅費審査を国際的研究推進の観点から実施するとともに、自主研修制度の利用奨励を継続する。
- ・引き続き、海外研究費A(長期)、海外研究費B(短期)審査の競争的環境を推進する。
- ・引き続き、コアカリキュラムなど担当授業時間数減少の検討など条件整備と情報収集に努める。

ハ 教育環境の整備

- ・平成22年度卒業生への学生満足度調査結果を精査し改善に活用する。
- ・学生満足度調査回収率を95%以上で維持する。
- ・寄贈および研究費購入図書登録所蔵制による積極的な受入れを含め専門図書の充実を図る。
- ・購入図書の迅速な登録・整理を行い、学生1人当たりの蔵書数を82冊まで増やす。
- ・学生に対する利用講習を充実することにより、利用者数や貸出冊数の増加を図る。(入館者数利用者数 127,946人、館外貸出冊数 23,883冊)
- ・教育研究活動の基幹となる学内情報ネットワークについて、障害による教育研究活動への影響を考慮し、稼働率99.00%以上の安定稼働を図る。
- ・引き続き電子メールシステムや学内・学外のホームページ、電子掲示板等の各種ツールを用いて、さらなる学生への情報提供や情報共有を進める。
- ・e-learningの利用を積極的に推進し、平成24年度以降の利用については、有効性、利用頻度などの観点から検討し部会案を取りまとめる。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

イ 学習支援

- ・「基礎ゼミ」について、3学部共同で実施するプログラムを検討する。(共通教育)
- ・次回のカリキュラム改正に向けて、今後の基礎ゼミおよび英語クラスの担任制のあり方について検討を行い、その基本方針を明らかにする。
- ・オフィスアワーについて、表記を統一し履修ガイド及び学生便覧に記載し、オリエンテーションを活用するなど学生への周知を図るとともに各学部で教員側でのオフィスアワーの徹底を図る。
- ・引き続き、各学部において学生委員会と教務委員会の相互連携により、定期的に学生のリストアップと面談を行うシステムを構築するなど長期欠席者や留年者を速やかに把握する。
- ・教員、学生相談室、保健室、学生グループの担当者が連携を図り、学生の生活状況を把握し円滑な学生生活が送れるように支援する。
- ・休学する学生に対して、休学中の生活指導を行うとともに、休学中も定期的な連絡等を行い学習意欲を失わないように支援する。

ロ 生活支援

- ・計画している健康診断、予防接種等を確実に実施する。

- ・後援会と連携し、これまでどおりサークル活動や課外活動を支援する。
- ・喫煙調査の結果をもとに、キャンパス内全面禁煙の課題等を明確にし、推進を具体的に図る。
- ・全面禁煙の目標達成に向け、禁煙セミナー等を実施し、喫煙の健康に及ぼす害について啓発する機会を継続する。
- ・学生の心身両面にわたる健康維持増進に向けて、学生生活委員会、保健室、学生相談室等の連携を進める。

ハ 就職支援

- ・大学主催の合同企業説明会等を4回開催するとともに、その他個々の企業の説明会等も随時開催する。
- ・キャリア開発室と各学部学生委員会等との連携・協力関係を強化し、就職活動の支援を行う。
- ・平成22年度に続いて、不況下でも3学部ともに就職率95%以上を達成することを目標とする。
- ・平成23年度事業構想学部インターンシップ参加率を40%まで引き上げることを目標とする。
- ・ホームページ上にキャリア開発室の卒業生向け双方向サイトを設ける。
- ・計画された国家試験模試を必ず受けるよう指導し、国家試験100%合格に向けての指導を充実する。(再掲)
- ・国家試験模試後には、国家試験に対する意識を高め学生個々の課題を明確にするために解答説明会を開催する。(再掲)
- ・国家試験対策特別講座を実施する。(再掲)
- ・キャリアガイダンスで大学院や助産師養成校への進学および卒業後のキャリアパスについて説明する。
- ・平成22年度の調査結果をもとに既卒者のニーズを把握する。
- ・就職支援と連携した新しい「キャリア開発」の講義を開始し、学生のキャリア形成の充実を図る。
- ・大学院生の能力や適性に応じた進路指導・就職支援については、学生委員会及び研究指導教員が中心となっていく。なお、学生委員会においては、本人や研究指導教員と連絡を取りながら、大学院生の進路指導・就職支援状況について現状を把握し、必要な支援・調整を行う。(看護学研究科)
- ・社会人入学生から学部卒入学生まで多様な大学院生の能力・適正・資格等に応じた適切な進路指導・就職支援を継続する。(事業構想学研究科)
- ・一期生の修了にあたって、修士論文の評価並びに大学院生の就職については、それぞれ工夫をし、順調に推移してきた。今後も修士論文、就職等学生のキャリアに十分留意し、進路指導・就職支援を継続する。(食産業学研究科)

ニ 経済的支援

「中期計画達成。「宮城大学学習奨学基金」は法人化と同時に設置し、学習奨励支援用に活用中。その他奨学金制度についても引き続き情報提供している。」

ホ 社会人・留学生への支援

- ・社会人が円滑に学習できるよう、看護学研究科の博士前期課程・後期課程の一部授業科目について、引き続き夜間開講を実施する。(再掲)
- ・サテライトキャンパスにおける夜間開講の特別講義(前年度から実施)、新カリキュラムにおける専門補完科目「事業構想基礎講座」の受講状況をフォローする。(再掲)
- ・国際センター専任教員による相談日を週2回(大和及び太白キャンパス)程度開設す

る。また、専任教員が日本事情を通じて随時相談に応じる。国際センター主催行事への留学生の参加を促すなどにより、留学生同士や日本人学生との交流の機会を増やす。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

イ 研究の方向性

- ・研究委員会を通じて、地域連携センターとの連携を深め、指定研究の成果を点検し、さらに実践的かつ課題解決型の研究を推進する。
- ・研究委員会を通じて、平成 21 年度の個別・共同研究、指定研究テーマを点検し、学部横断的な研究推進のための議論を深める。
- ・研究委員会を通じて、地域の公的試験研究機関、企業との共同研究・奨学寄付金・受託研究の平成 21 年度成果を点検し、さらなる研究の活性化の議論を深める。これらの年度内研究数 18 件以上を目標とする。
- ・H23 目標 20～22 件
- ・引き続き、産業化プロジェクト研究費の候補研究を実用化・産業化側面から精査し、学内資金を振り向ける。

ロ 研究水準の向上

- ・引き続き、教員評価データをもとに、研究水準の数値目標に対する達成度を明らかにし、研究委員会を通して各学部到时系列的な努力目標を伝達する。(研究担当理事)
- ・引き続き、各学部の研究紀要編集・査読体制の現状把握を継続し、質向上を全学的政策の立場で研究委員会にて検討する。
- ・紀要の編集・査読体制を維持するとともに、今後の充実と投稿数の拡大のための方策について検討を行う。(事業構想学部・事業構想学研究科)
- ・学部とも連携し、一層の質的充実を図る。(食産業学部・食産業学研究科)

ハ 研究成果の地域社会への還元

- ・KCみやぎ推進ネットワークや公設試験研究機関との業際研究会への積極的な参加と地域共同研究等の活用により、更なる産官学の連携強化を図る。
- ・本学の研究成果を積極的に地域社会へ還元するため、地域連携シンポジウム・セミナー及び各学部公開講座を 15 企画実施する。
- ・知的財産を地域社会に還元する重要な機会として、教員を積極的に国や自治体の各種審議会委員や各種講師に従事・派遣する。
- ・自治体との協定に基づいた連携協力を積極的に推進するため、半期ごとに連携調整会議等の定例会を開催する。
- ・連携協定 4 例目の南三陸町との連携協力を順調にスタートさせる。
- ・ホームページで積極的に研究成果等の情報を発信する。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 研究の実施体制

- ・引き続き、研究委員会を通じて、各学部への外部資金獲得状況の周知、努力目標の明確化に努め、科研費研修会などの施策を継続実施する。
- ・科研費など外部資金の獲得・採択率向上に関し、学内予備審査などの実効性のある手法の検討を継続する。
- ・引き続き、学部横断的な研究支援体制整備の在り方や研究委員会のできる範囲などについて、具体的な補助金事業への応募を見据えた議論を継続する。
- ・引き続き、研究委員会を通じ、研究補助者の確保の仕方や大学院学生等の研究プロセスへの参加について検討する。

ロ 研究費の配分

- ・引き続き、一般研究費に関する競争的研究費配分システムを堅持し、外部資金獲得に向けた対策につながるよう検討を継続する。
- ・引き続き、指定研究費の競争的配分を堅持し、地域連携センターとも連携して成果・実績が見込める研究への資金配分に努める。
- ・引き続き、資金効率を一層高められる国際学会等派遣旅費の配分手法について、研究委員会を通じての検討を進める。
- ・引き続き、シーズの実用化・産業化を促す研究への重点配分を目指し、確度の高い研究候補の情報収集等に努め、3件程度決定・推進する。
- ・引き続き、成果発表会を継続し、一般研究費による研究については、研究委員会にて高額申請者の課題傾向と外部資金誘導等の成果分析を継続する。

ハ 研究者の配置

- ・人事委員会方式の2段階審査、研究業績・授業のプレゼンテーション、外部専門委員の意見聴取、プロセスの公表等、教員人事規程に定める透明性の高い方法で教員人事を行う。
- ・教員採用にあたっては、候補者の研究論文等研究業績審査を実施するなど、研究力4割、教育力3割、組織人力3割の配分による審査を維持する。

二 研究環境の整備

(イ) 研究時間の確保

- ・引き続き、機動力をもった運営会議を開催し、運営会議に業務を集中させて迅速・円滑な運営を行う。(看護学部)
- ・平成25年度からのカリキュラム改正に向けて、教員負担の軽減を図るための改善策について検討を開始する。(事業構想学部)
- ・各学部内において学部専門委員会の所掌業務を整理し、職位と業務内容に配慮した委員長・構成委員を配置するなど、より効率的な運営のための組織体制の構築を図る。
- ・教員が実施する自主研修の条件整備に努める。

(ロ) 研究設備

- ・引き続き、「施設設備計画」などへの盛り込みや、更新並びに有効活用の検討を継続する。
- ・引き続き、研究委員会及び専門委員会を通して研究設備・機器等の本学配置データ更新を継続し、情報の周知方法や運用方法を検討する。

ホ 研究活動の評価

- ・教員評価の研究評価項目の見直しについて、毎年の微調整を行う。

ヘ 知的財産の創出

- ・引き続き、22年度産業化プロジェクト研究の成果発表会を継続し、実用化・産業化に向けた知財展開を支援する。
- ・引き続き、本学の発明等知財情報をホームページなどで学外へ周知する。
- ・知的財産の技術移転を推進するため、産学連携フェアや交流大会で積極的に紹介する。
- ・大学ブランドを活用したロイヤリティマネジメントの可能性を探る。

第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 県民の高等教育機関としての役割

- ・ 高校別の出願状況分析，入学後の追跡調査を行い，高校訪問など広報戦略を検討する。
- ・ 昨年度実施した入試の新方法の方針をアドミッション・ポリシーとして明文化したので，PDCA サイクルに取り入れて検証することで入試改善・教育改善につなげる。
- ・ H23 年度の入試改革の結果を踏まえながら本学の入試内容を，全学的な体制による県内外の高校訪問を通じて説明する。
- ・ オープンキャンパスやミニオープンキャンパスでの企画の工夫や大学祭等の実施内容の改善を図るとともに，高校の特性を考慮した出前授業への講師派遣を行い，県内高校生の本学への関心をより一層高めるための方策を検討する。
- ・ 推薦入試における県内受験生成績と県外受験生成績の比較検討や推薦入試，一般選抜における県内受験者数の推移について検討する。
- ・ 引き続き，地域人財を活用し，実習・インターンシップの充実を図るとともに看護実習教育等の受け入れ先施設の拡大に努める。
- ・ 引き続き，地域特性を意識した科目を開講し，履修状況を点検する。
- ・ 大学院独自のポスターやパンフレットを用いて，実習施設との協議会や公開講座，医療機関における講演や研究指導などの機会を活用し，社会人対応の新カリキュラムや夜間開講講座などをPRし，大学院の社会人受入れについての広報活動を強化する。

(2) 地域社会への貢献

- ・ 地域振興事業部の正職員を1名増員し，受託業務の補強を図るとともに，地域課題に対する技術指導・情報提供力を高める。
- ・ 公開講座・シンポジウム等を15企画実施する。(再掲)
- ・ 地域課題の解決・活性化に必要な競争的資金獲得のための戦略と，その実現のためのセンターの体制(運営委員・事務職員)のあり方を検討する。
- ・ 学外利用者の新規登録について，通常閉館時は午後5時であるところ，午後6時45分まで対応するものとし，1時間45分のサービス時間の延長を図る。
- ・ 平成23年度より法人の独自事業となり研修生の定員等の変更もあることから，スクールの円滑な運営に努める。平成24年度以降については，宮城県看護協会からの受託が得られないこととなったので事業継続はしない。

(3) 産学官の連携

- ・ KCみやぎの教員データベースと機器情報データベースへの登録を推進するとともに，企業からの相談に対応する。
- ・ 産学官連携活動の強化を目的に，地域振興事業部，食産業フォーラムを含めた組織再編を検討する。
- ・ 公設試験研究機関との業際研究会に積極的に参加し，技術分野の連携ネットワークを強化する。
- ・ 食産業フォーラムを活用し，農商工連携ネットワークを強化する。
- ・ 協定自治体の移動開放講座，講師・委員の派遣要請等に積極的に対応する。また，地域フィールドを活用した個別教育・研究課題を推進する。
- ・ 連携事業の内容充実を図る。「市町村との連携協定数(4市町)は中期計画達成済み。」
- ・ 地域振興事業部については，調査研究部長は，センター長，理事等も動員して，市町村や企業を積極的に訪問し，受注数の獲得，増加に努める。
- ・ 受託調査研究の受託額は2700万円を達成する。
- ・ 職員研修の派遣職員を宮城県内等から3名受け入れる。
- ・ 自主研究の成果，受託研究の受注状況を定期的に理事へ報告するとともに，受注業務を確実に実施できる人員体制の整備に努める。

(4) 大学間の連携

- ・学都仙台コンソーシアム・サテライトキャンパス公開講座を8講座実施する。

2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 国際交流を推進するための体制整備

- ・引き続き、センターアシスタント（非常勤）1名を配置する。
- ・1～2週間程度の短期留学として、協定校から学生を受け入れる際のプログラムを検討する。
- ・高校生英語スピーチコンテストへのエントリー数を上げるため、参加が見込まれる高校について事前のアプローチを検討・実施する。
- ・英語プレゼンテーションコンテストについては、開催場所、対象学年、授業との関連性等の面から、より効果的な開催方法となるよう検討する。

(2) 海外大学等との連携

- ・トゥルク応用科学大学（フィンランド）との大学間協定の締結を推進する。
- ・2010年9月に締結した一般協定に基づき、タンペレ応用科学大学（フィンランド）との教員・学生の交流を推進する。
- ・英語圏以外の新たな協定先候補について窓口となる可能性のある学部と連携して検討を進め、学術交流合意書（MOU）締結に向けた交渉を進める。
- ・ロイヤルメルボルン工科大学（RMIT）が現地で開催する国際シンポジウムに参加し、複数の教員が研究発表を行う。

(3) 留学・留学生支援

- ・国際センター専任教員による相談日を週2回（大和及び太白キャンパス）程度開設する。（再掲）
- ・留学生受け入れに関する平成23年度入試の結果について内容を分析する。「平成22年度までで中期計画達成」
- ・国際センター主催行事への留学生の参加を促すなどにより、留学生同士や日本人学生との交流の機会を増やす。（再掲）
- ・タンペレ応用科学大学への短期留学（夏季）を企画・実施する。
- ・学習奨励基金による助成対象プログラムとして、全学部の学生を対象に、RMITなどの協定校が実施する語学学習プログラムへの本学学生の参加を促進する。
- ・海外留学への学生の関心を喚起するとともに、留学の実情についての理解を深めるため、留学体験発表会や留学セミナーを3回以上開催する。
- ・学習奨励基金による助成対象プログラムとして、英語講義の履修者に対し、1か月程度の海外語学研修を実施する。
- ・夏休みの短期留学を希望する学生を対象として、複数の民間企業を招いたインターンシップ等説明会を5月頃に開催する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

- ・平成23年度においても現行の担当制を維持し、権限と責任を明確化する。
- ・理事会は月1回の定期に加え、法人の機動的な運営を図るため必要に応じ臨時理事会を開催し、重要事項を迅速に決定する。
- ・「理事会ニュース」を継続して発行する。

- ・引き続き中期計画進行管理，法人企画事項，広報事項（「理事会ニュース」，「くきやま便り」の定期刊行等）の推進を行う。
- ・教育研究審議会の法人審議機関としての機能向上を図る。
- ・引き続き学部運営会議は原則2週間に1回開催して教授会の審議事項を精選し，教授会は原則2か月に1回の開催とするが，両会議時間の短縮を図る。（看護学部）
- ・内部統制を図るため，引き続き，テーマを選定のうえ内部監査を実施する。また，研究委員会による研究費監査も継続実施する。
- ・業務運営の効率化を図るため，個別参加型の研修を充実するとともに，全職員参加型の研修を実施する。

(2) 戦略的な予算等の配分

- ・次年度予算編成でも，各責任者からの予算要求の前に提示する「予算編成の基本方針」で戦略的な予算配分方針を明示する。

(3) 学外の有識者等の登用

- ・副理事長，人事労務担当理事，財務担当理事，地域振興事業部調査研究部長等に学外者を引き続き登用していく。
- ・経営審議会の委員については，半数は学外者ということを堅持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・組織の実績評価を引き続き実施し，学部，学科，研究科，専攻等の組織業績が悪い場合には，組織見直しの対象とする。
- ・各センターについては，組織評価を実施し，全学委員会についても活動状況について理事会で評価し，必要に応じて見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事制度

- ・教員採用に係る人事委員会では，原則として外部者の意見を踏まえて採用の可否を決定する。
- ・教員の専門業務型裁量労働制については，タイムカードによる勤怠管理と結合した現制度を継続する。
- ・地域連携センター専任教員，地域振興事業部調査研究員は，特定ポストとして，任期付きで引き続き任用する。
- ・優れた人材を確保するため，教授職以外の採用者は，原則として任期制による任用とする。
- ・平成24年度当初時点で，事務職員におけるプロパー職員の占める割合を55%以上（29人以上）とする。
- ・事務職員の採用にあたっては，教養，専門知識，語学，パソコン能力のほか，資格や専門技術能力も重視した選考方法とする。
- ・プロパー職員の内部昇任，キャンパス間異動を検討し，活性化を図るとともに，県派遣職員とプロパー職員の一体化，融合を進める。
- ・プロパー職員の他大学との人事交流については，適期を探りながら検討していく。
- ・司書においては，H21年度に任期付職員として採用済み。情報担当職員について，現在は県派遣職員を任用しているため，今後，任期付採用の実施適期を検討する。

(2) 評価制度

- ・教員，事務職員の年俸制については，現行の評価・給与制度等の機能を見据え，検討を開始する。

- ・平成 17 年度から厳重な教員評価を実施しており、平成 21 年度に検討委員会報告に基づいて評価方法、基準、項目、配点等を見直し、さらに教員評価専門委員会においてその運用を検討し、より一層公平性・信頼性の高い評価を実施する。
- ・学生の授業評価は、引き続き教育評価の 25%として実施する。
- ・引き続き「職員人事評価実施要綱」を試行的に実施し、事務職員の評価を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の見直し

- ・事務組織について点検を行い、見直しを行う。特に縦割りにならないよう部課長で調整し、縦・横の連携と協力の関係を推進する。
- ・プロパー職員及び新派遣職員を対象とした研修制度を引き続き整備する。

(2) 事務の効率化

- ・事務処理フローの点検・見直しを継続して行い、使い勝手の良い事務処理マニュアルにしていく。
- ・学内ホームページに掲載している「学生向け各種申請書様式」及び「教職員向け各種申請書様式」の点検を行い、常に最新情報へ更新する。
- ・平成 21 年度に更新を行った各種システム、サーバー等について、事務処理のさらなる効率化を図るため、不具合の解消はもちろんのこと、施設予約や学生就職支援サブシステム的大幅改善、新サブシステムの導入を推進する。
- ・財務会計システム、旅費システムの運用状況を検証し、必要があれば改善を検討する。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

- ・研究担当理事と研究委員会は、科研費申請数・採択率の向上、受託研究費・奨学寄附金獲得に向けて、体制の強化も含めた一層の工夫を行う。
- ・平成 23 年度の一人当たり平均外部資金獲得額目標：110 万円とする。(平成 22 年度実績 95 万円)
- ・教員データベースの充実（記入率・更新度の向上）を図る。
- ・下記の反映の可視化(説明の強化)によって外部資金獲得のインセンティブ強化を図る。
 - ①外部資金獲得額は教員評価に反映され、教員の給料に反映されている。
 - ②外部資金獲得額は組織評価に反映され、補正予算の一定原資から傾斜配分されている。
 - ③外部資金中の間接経費と兼業納付金のうち所定額は、組織の貢献度に応じて組織の教育研究環境整備費として追加配分されている。
- ・大型の府省資金については間接経費をつけてもらう。ついていない場合も、受託研究と同等の 10%の「間接経費」(光熱水費、事務費)を徴収する。

(2) 自己収入の確保

- ・昨年度に引き続き、教員免許状教員講習を有料で実施するなど、自己収入の確保に努める。
- ・施設利用者からは、規程に基づいた利用料を徴収する。
- ・外部からの施設利用申込みについては、学内行事に支障が出ない限り貸出を行うこととし、収入確保に努める。
- ・ホームページのアクセス数を継続的にチェックするなど、広告収入導入の可能性について検討する。

(3) 授業料等の適切な設定

- ・授業料，入学金等については，国立大学法人等の動向を踏まえ，平成 23 年度は改定しない。
- ・また，平成 24 年度に向けて，国立大学法人・他の公立大学の状況や社会経済情勢を踏まえ，改定の必要性について検討する。
- ・今後，改定時期については，国立大学法人の改定の 1 年後を基本とするものとする。
- ・未収学生納付金については，郵送による督促等を行い，確実な徴収に努める。
- ・なお，授業料については，平成 22 年度から，新入生を含む全学生を対象に，口座引き落としを可能としている。
- ・授業料の減免は，全体の 3 %以内で継続する。
- ・国立大学法人，他の公立大学の状況を踏まえ，減免制度のあり方について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・平成 22 年度から開始した「コピー費管理方式」を継続し，コピー使用の実態把握を行い，厳正な運用を図る。また，光熱水費については，平成 22 年度は異常気象の影響で使用料が増加したことも踏まえ，空調温度管理のあり方等で節減が可能かどうかについて，教職員・学生等で構成する「エコキャンパス推進会議」で検討する。
- ・各種点検業務等について，複数年度契約への切替を行い，コスト削減を図る。
- ・給与計算業務については，平成 21 年度からアウトソーシングを実施済。その他，外部委託によってコスト削減に結びつく業務がないか検討する。
- ・事務組織の見直しと職務能率向上に向けた検討を引き続き行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・保有資産について定期的に点検を実施し，適切に管理するとともに，有効活用を図る。
- ・余裕資金は，定期預金など安全・確実な商品で運用する。

第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・次の定期調査・評価を実施する。
 - ①教員評価・組織評価
前者は精度向上及び評価作業の効率化に努め，後者は評価項目の再検討，中期計画とのリンクを図る。
 - ②卒業時学生満足度調査
回収率を 90%以上とするほか，特に満足度の低い項目について，改善策を検討し，検討結果を学内に公表する。
 - ③学生授業評価
全学統一方式で実施する。
 - ④入学時アンケート調査
入学者全員について，入学手続きの一部としてアンケートを実施する。
 - ⑤社会調査
企業等に対して社会調査を実施し，自己点検評価を教育研究・大学運営の改善に反映させる。
- ・理事長室により中期計画・年度計画の実施進行管理を行う。
- ・年度実績の法人内評価を行う。
- ・理事長室で次年度計画を策定する。

2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き、中期計画に定めるすべての情報を公開する。また、義務化された教育情報の公表について適切に対応する。「H21 年度中期計画達成（情報公開）」
- ・引き続き、法人内部では、「理事会ニュース」で理事会決定事項をすべて公開する。
- ・引き続き、法人内部では、教員人事規程に基づいて「選考結果」を公開する。
- ・定例記者会見は年1回ないし、定例は行わず大きな話題で行う。
- ・ホームページの充実を図り、1日のビジター数を500人以上800人程度にする。
- ・大学パンフレット、大学院パンフレット、広報「くきやま便り」の内容の充実を図る。「H21 中期計画達成（広報）」
- ・理事長室・広報担当教員の機能強化を図る。
- ・「新聞に見る宮城大学の活動」の掲載件数で月30件程度を目標に、発信力を組織的に強化する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・現在、使用頻度の低い、交流棟3階ラウンジ、本部棟調理実習室等の活用方を検討する。
- ・平成22年度に策定した「宮城大学施設整備計画」に基づき、大規模修繕については、継続して県と協議するとともに、中小規模修繕については、優先順位をつけて計画的に実施する。
- ・教職員、学生等で構成する「エコキャンパス推進会議」を中心に、大学環境の維持・保全・美化、省資源・省エネルギー等について検討する。
- ・施設の維持修繕のうち、中小修繕については、教員アンケート結果等を踏まえ、優先順位をつけて実施する。なお、平成21年度に「施設等管理使用規程」を制定済。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・策定されたセキュリティ下位規程に基づく、要項・ガイドラインの整備を行う。
- ・全教職員および学生を対象とし、ウイルスその他セキュリティに係る事項について注意喚起を徹底し、ネットワークトラブルの抑制、セキュリティ強化に努める。

3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ・人権侵害に関する相談窓口を継続して設置する。「H21 中期計画達成（規程制定）」
- ・学生・教職員を対象に人権侵害防止に関する周知を行う。
- ・非違行為が発生した場合には、厳正・迅速に処置する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 当初予算（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 977
授業料等収入	1, 186
受託研究費等収入及び寄附金	131
施設整備補助金	0
補助金	0

その他収入	51
計	3,345
支出	
教育研究費	2,408
（うち人件費）	1,592
一般管理費	937
（うち人件費）	512
施設整備費	0
補助金	0
計	3,345

2 収支計画（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3,385
經常費用	3,385
業務費	3,081
教育研究経費	500
受託研究等経費	52
人件費	2,104
一般管理費	425
財務費用	10
雑損	0
減価償却費	294
臨時損失	0
収入の部	3,385
經常収益	3,385
運営費交付金収益	1,977
授業料等収益	1,158
受託研究等収益（寄附金を含む）	131
財務収益	0
雑益	51
資産見返負債戻入	68
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	67
補助金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3, 345
業務活動による支出	3, 081
投資活動による支出	28
財務活動による支出	236
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3, 345
業務活動による収入	3, 345
運営費交付金収入	1, 977
授業料等収入	1, 186
受託研究費等収入	131
その他収入	51
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

・5億円とする。

2 想定される理由

・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

・なし

第10 剰余金の使途

・決算において剰余金が発生した場合は、協議のうえ、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第5条第1号から第3号関係）

1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）

・なし

2 人事に関する計画

・平成24年度当初時点で、事務職員におけるプロパー職員の占める割合を55%以上（29人以上）とする。（再掲）
 ・業務運営の効率化を図るため、個別参加型の研修を充実するとともに、全職員参加型の研修を実施する。（再掲）

3 施設設備に関する計画

・平成22年度に策定した「宮城大学施設整備計画」に基づき、大規模修繕については、継続して県と協議するとともに、中小規模修繕については、優先順位をつけて計画的に実施する。（再掲）